

議案第 47 号

桐生市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

桐生市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

桐生市職員退職手当支給条例(昭和 32 年桐生市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「4 箇月」を「4 か月」に改め、同条第 15 項中「6 箇月」を「6 か月」に改める。

第 12 条第 1 項第 2 号中「(同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

第 13 条、第 14 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 15 条第 1 項第 1 号並びに第 17 条第 4 項中「禁錮(こ)」を「禁錮」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第 47 号 桐生市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第 44 条により、地方公務員法が改正されたことに伴い、職員が成年被後見人等に至ったことをもって当然に失職することがなくなることから、所要の改正を行おうとするものです。